

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	葬祭料の支給	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第41条第1項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	「公害健康被害補償法等の施行について」（昭和49年9月環企第109号）第五1による。（別紙3） 被認定者が、「指定疾病（認定疾病）に起因して死亡した」かどうかを上記通知に示された基準に照らし、堺市公害健康被害認定審査会の意見に基づき決定する。	
標準処理期間	標準処理期間	5ヶ月間
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙3

〇公害健康被害補償法等の施行について

〔昭和四十九年九月二十八日 関係法令第一〇九号
各府県知事・各政令市市長宛 環境庁企画調整局
発通知〕

標記については、本日別途環境事務次官より通知されたところであるが、細部については、次の事項に留意のうえ本制度の適正な運営に努められたい。

なお、この通知においては、公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）を「法」と、公害健康被害補償法施行令（昭和四十九年政令第百九十五号）を「令」と、公害健康被害補償法施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）を「規則」と、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）を「旧法」とそれぞれ略称する。

第一 認定等

1. 認定

(1) 認定の仕組み

法第四条第一項又は第二項の認定（以下「認定」という。）は、指定疾病にかかっていると認められる者の申請に基づき、公害健康被害認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見をきいて行うものであるが、その基本方針は次のとおりであること。

ア 第一種地域に係る指定疾病についての認定

申請の時に第一種地域の区域内に住所を有しており、又は申請の時に一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態である者が、曝露要件（法第四条第一項各号に定める第一種地域の区域内に住所を有した期間及び一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態であった期間をいう。）を満たしており、当該第一種地域に係る指定疾病にかかっていると認められる場合に、その者の疾病が当該第一種地域に係る大気の大気汚染の影響によるものである旨の認定を行うものであること。

なお、申請の時に住所等を有していなかった場合には、前記の要件が満たされていても対象とはならないものであること。

イ 第二種地域に係る指定疾病についての認定

申請者が当該第二種地域に係る大気の大気汚染又は水質の汚濁の影響により当該第二種地域に係る指定疾病にかかっていると認められる場合に、その者の疾病が当該第二種地域に係る大気の大気汚染又は水質の汚濁の影響によるものである者の認定を行うものであること。

なお、本制度の対象者であるか、又は労働者災害補償保険制度の対象者であるかについては、その者の生活歴、職業歴等を十分調査して慎重に判断されたいこと。

(2) 認定の申請

③ 第二種地域の区域内に住所を有したことがない者にあつては、環境庁長官の指定する都道府県知事等

イ 認定の申請は、所要の事項を記載した申請書を、アの都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第一条）。

なお、申請書の添付書類については、規則第一条第二項第三号に掲げる書類は第一種地域の区域内に住所を有しており、又は住所を有していたことの証明については申請者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）等によることとし、一日のうち八時間以上第一種地域の区域内で過ごすことが常態であり、又は一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつたことの証明については勤務先、関係者等の発行する証明書によるものとする。

ウ 認定の申請は原則として申請者本人が行うものとするが、本人に代わつて親権者、後見人等の法定代理人の行う申請も認められるものであること。

(3) 曝露要件

ア 第一種地域に係る指定疾病の認定は、申請の当時第一種地域の区域内に住所を有しているか、又は一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態であることに加え、所要の曝露要件を満たしていることが必要であること。

イ この曝露要件は、法第四条第一項各号の規定により令第三

ア 認定の申請先となる都道府県知事又は法第四条第三項の政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は次の（ウ）又は（イ）によるものとし、認定の申請先となる都道府県知事等は、当該申請者についての認定権者となるものであること。

(ウ) 第一種地域に係る指定疾病についての申請先は次のとおりであること。

① 申請の当時第一種地域の区域内に住所を有していることにより法第四条第一項第一号又は第三号に該当する者にあつては、その住所を管轄する都道府県知事等

② 申請の当時一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態であることにより法第四条第一項第二号又は第三号に該当する者にあつては、その一日のうち八時間以上を過ごすことが常態である区域を管轄する都道府県知事等

(イ) 第二種地域に係る指定疾病についての申請先は旧法における取扱いと同様次のとおりとなるものであること。

① 申請の当時第二種地域の区域内に住所を有する者にあつては、その住所を管轄する都道府県知事等

② 第二種地域の区域内に住所を有したことがあるが、申請の当時第二種地域の区域内に住所を有していない者にあつては、その第二種地域内における最後の住所を管轄する都道府県知事等

公害健康被害補償法等の施行について

条第一項、第三項及び第四項に定めるところであるが、これに該当するか否かを判断するに当たつては、次の点に留意されたいこと。

(7) 第一種地域の区域内に住所を有した期間（以下「居住期間」という。）は、指定疾病の種類に応じて、連続の居住の場合にあつては令第三条第一項の表の第二欄に掲げる期間以上であり、不連続の居住の場合にあつては同表の第三欄に定める期間内（申請の時から過去に向つて起算するものとする。左記(4)、(5)において同じ。）において同表の第四欄に定める期間以上であることが必要であること。

(4) 一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内において過ごすことが常態であつた期間（以下「勤務等期間」という。）は、指定疾病の種類に応じて、連続の勤務等の場合にあつては令第三条第三項の表の第二欄に定める期間以上であり、不連続の勤務等の場合にあつては同表の第三欄に定める期間内において同表の第四欄に定める期間以上であることが必要であること。

(5) 居住期間と勤務等期間の両方がある者については、居住期間と勤務等期間とを合算した期間が次の①又は②を満たすことが必要であること。

① 申請の時まで居住期間と勤務等期間が継続している者にあつては、その継続する居住期間と勤務等期間とを合算した期間が指定疾病の種類に応じて令第三条第三項の

表の第二欄に定める期間からその者の居住期間の二分の一を減じた期間以上であること。

② ①に掲げる者以外の者にあつては、指定疾病の種類に応じて、令第三条第三項の表の第三欄に定める期間内における居住期間と勤務等期間とを合算した期間が、同表第四欄に定める期間から同表第三欄に定める期間内におけるその者の居住期間の二分の一を減じた期間以上であること。

ただし、令第三条第三項の表の第三欄に定める期間内において居住も勤務等もしていない期間（空白期間）が一年を超える場合にあつては、その空白期間が申請の時から過去に向かつて起算して一年に達する日以後の居住期間及び勤務期間についてのみ計算するものであること。

(4) 認定の審査等

ア 認定の審査は、主治医の診断書に基づき、さらに申請者の当該疾病についての所要の医学的検査結果等に基づき行うものであること。

イ 認定の審査の医学的方針については、当面旧法における取扱いと同様の取扱いとなるものであること。

ウ 認定の効力は、申請のあつた日にさかのぼるものであること。

エ 認定を行つたときは、当該認定を受けた者（以下「被認定

者」という。）に対し、速やかに、その旨を通知するとともに公害医療手帳を交付すること。

また、認定を行わない旨の決定をしたときは、規則第三十八条により申請者にその旨の通知を行わなければならないこと。

オ 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病については、重ねて認定を受けることができないが、他の第一種地域の区域内に住所を移した者又は一日のうち八時間以上を他の第一種地域の区域内で過ごすことが常態となつた者がその旨の届出をしたときは、当該他の第一種地域の区域を管轄する都道府県知事の認定を受けたものとみなされるものであること。

この場合において、届書に添付された公害医療手帳を、その交付に係る都道府県知事等に送付するとともに、新たに届出者に公害医療手帳を交付するものとする。

(5) 申請中死亡者に係る決定

ア 法第五条第一項の決定は、認定の申請中に死亡した者（申請中死亡者）について、その認定の申請の当時において認定を受けることができる者であつた場合に行うものであり、当該認定の申請が第一種地域に係る指定疾病についてされたものであるときは、申請中死亡者が認定の申請の当時において曝露要件を満たすものであつたかどうかを判断するものであること。

イ 申請中死亡者に係る決定の申請は、申請中死亡者が認定の公害健康被害補償法等の施行について

申請をした都道府県知事等に対して行うものであり、当該都道府県知事等は、当該申請に係る決定権者となるものであること。

ウ 申請中死亡者に係る決定の申請は、その死亡の日から六月以内に限り行うことができるものであるので、認定の申請をしている者が死亡した場合には、その遺族等にこの旨を周知させるよう配慮されたいこと。

エ 申請中死亡者に係る決定は、その申請をした遺族等に対して行うものであるが、この決定があつたときは、その申請中死亡者は、法第四条第一項又は第二項の認定を受けたものとみなされ、その認定の申請の日から死亡の日までの間は被認定者であつたものとなるものであること。

(6) 申請前死亡者に係る認定

ア 法第六条の認定は、認定の申請をしないで死亡した者（申請前死亡者）について、その死亡の日において法第四条第一項又は第二項の認定を受けることができる者であつた場合に行うものであり、当該認定の申請が第一種地域に係る指定疾病についてされたものであるときは、申請前死亡者が死亡の当時において指定疾病にかかつており、曝露要件を満たすものであつたかどうかを判断するものであること。

イ 申請前死亡者に係る認定の申請は、前記(2)アと同様のものとなるが、この場合、認定の申請の時における住所等ではなく、申請前死亡者の死亡の当時の住所地等をもつて申請

公害健康被害補償法等の施行について

三七四

先が定められるものとなること。

ウ 申請前死亡者に係る認定の申請は、第一種地域又は第二種地域の指定の日から一年以内に限り、かつ、申請前死亡者の死亡の日から六月以内に限りすることができるものであること。地域指定の日とは、地域の指定を行う政令の施行日であり、これより六月を経過すると法第六条の認定の申請は行えなくなるので、この旨を周知させるよう配慮されたいこと。

エ 申請前死亡者に係る認定の申請は、その申請をした遺族等に対して行うものであり、この認定の効果として、当該認定に係る申請前死亡者が指定疾病に起因して死亡したと認められるときは、遺族補償費又は遺族補償一時金及び葬料の支給の対象となるものであること。

2 認定の有効期間及び認定の更新

(1) 認定の有効期間

ア 都道府県知事等は、有効期間が定められた指定疾病に係る認定を行ったときは、公害医療手帳にその有効期間を記入するものであること。

イ 認定の有効期間は、認定の申請のあつた日から起算するものであること。

ウ 法第七条第二項の規定により別に認定の有効期間を定めるときは、認定の通知を行う際にあわせてこの旨を通知するものとし、公害医療手帳の有効期間の記載は、この別に定める

ところによるものであること。

(2) 認定の更新

ア 認定の更新は、被認定者の指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みがないときに、その申請に基づき、所要の検査をしたうえで行ふものであることから、その申請は、認定の有効期間の満了する日の属する月の三月前から認定の有効期間の満了の日までの間に行わなければならないものであること（規則第八条第三項）。

イ 認定の更新の申請を行わないで認定の有効期間が満了したときは、当該認定は、その効力がなくなることとなるので、申請もれ等により当該認定の更新を受けるべき者が資格を失うことのないよう被認定者に対し認定の更新時期について周知徹底を図るよう配慮されたいこと。

ウ 認定の更新がされた場合の有効期間については、更新がされた認定は、前の認定の有効期間の満了する日の翌日から起算して法第七条第一項に規定する期間内に限り効力を有するものであること。

エ 認定の更新にあたつても、当初の認定と同様、別に当該認定の有効期間を定めることができるものであること。

3 公害医療手帳

(1) 都道府県知事等は、法第四条第一項又は第二項の認定を行ったときは、速やかに、公害医療手帳を交付しなければならぬこと。

ただし、法第五条の規定により認定を受けたとみなされる者及び法第六条の規定による申請に基づいて行われた認定に係る死亡者（以下「認定死亡者」という。）には、公害医療手帳は交付されないものであること。

(2) 公害医療手帳は、規則様式第一号によるものであること。当該様式中認定年月日は、認定処分を行った年月日を記載し、有効期間（年月日から年月日まで）には、認定の効力の発生日（認定の申請年月日）及び認定の有効期間の満了する日について記載するものであること。

(3) 認定の更新を行ったとき及び法第四条第六項ただし書の届出があつたときは、都道府県知事等は、新たな公害医療手帳を交付するものであること。この場合の有効期間の記載は、認定の更新に係るものにあつては更新された認定の有効期間とし、法第四条第六項ただし書の届出に係るものにあつては、従前の認定の有効期間となるものであること。

(4) 公害医療手帳を破り、よごし、又は失つた場合には、公害医療手帳を再交付するものであること。

(5) 公害医療手帳は、①認定疾病が治つたとき、②死亡したとき、③認定の有効期間が満了したとき又は④都道府県知事等から認定の取消しを受けたときは、被認定者又は戸籍法による死亡の届出義務者が返還しなければならぬものであること。旧法の認定を受けていた者についての経過措置

公害健康被害補償法等の施行について

(1) 法の施行の際現に旧法により認定を受けていた者は、被認定者とみなされるものであり、都道府県知事等は、速やかに、これらの者に対し公害医療手帳を交付されたいこと。なお、法に基づき公害医療手帳が交付されるまでの間は、旧法に基づき交付された公害医療手帳は、法に基づく公害医療手帳とみなされるものであること。

(2) 旧法により認定を受けていた者であつて、法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者とみなされる者の認定の有効期間の始期は、法の施行の日となるものであること。

(3) 法の施行の際現に旧法により認定の申請をしている者に対しては、従前の例によりその認定を行うものであり、その認定があつたときは、その者は法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者とみなされるものであること。この場合の認定の有効期間の始期は、法の施行の日となるものであること。

第二 補償給付の一般的事項

1 補償給付の支給

(1) 補償給付の支給の請求は、認定の申請がなされた後は、認定前であつても、することができものであるが、定期的にを行う補償給付にあつては、その請求があつた日の属する月の翌月から支給を始めることとして、この趣旨を被認定者等に周知させるよう配慮されたいこと。

(2) 補償給付の支給の請求は、原則として請求者本人が行うもの

公害健康被害補償法等の施行について

三七六

とするが、本人に代つて親権者、後見人等の法定代理人の行う申請も認められるものであること。

(3) 定期的に行う補償給付の支払は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期にそれぞれ前月及び前々月の分を支払うものであること。

(4) 定期的に行う補償給付の支給は、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものであるが、支給すべき事由の消滅した日は、補償給付について支給を打ち切る処分があつた日（障害補償費の支給を診査の結果打ち切つた日等）、補償給付の支給を受けることができなくなつた日（遺族補償費を受けることができる者が法第三十三条各号の一に該当するに至つた日等）認定の有効期間が満了した日（認定の更新がされたときを除く。）又は認定の取消しを受けた日をいうものであること。

(5) 旧法の認定患者であつて、法の被認定者とみなされる者について

ア 療養の給付及び療養費並びに療養手当については、その請求に基づき、九月分から支給が始められるものであること。
なお、本制度の医療費は、旧法の医療費と体系が異なるので、その移行がすみやかに行われるよう特に配慮されたいこと。

イ 定期的に行う補償給付にあつては、九月中に支給の請求があり、これに基づいて支給決定がなされれば、その決定処分

の効力が請求のあつた日にさかのぼつて生じ、十月分から支給が始められることになるものであること。

この場合、最初の支払は、十二月に十月分、十一月分をまとめて行うものであること。

ウ 遺族補償一時金及び罪祭料については、その支給の請求があれば、速やかに、その要件を審査して支給するものであること。

(6) 法の施行の際現に旧法の認定の申請をしている者が法の施行後旧法の認定を受けたときは、法の施行日において被認定者とみなされることとなり、その者に対する補償給付の支給は(5)と同様の取扱いとなるものであること。

(7) 本制度の補償給付は、旧法における所得制限というような収入の状況による補償給付の制限は一切行われぬものであること。

2 未支給の補償給付

(1) 補償給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者（以下「支給前死亡者」という。）に支給すべき補償給付がまだ支給していなかつた者があるときは、その者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹でその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対して未支給の補償給付が支給されるものであること。

(2) 未支給の補償給付の支給を受けることができる者の順位は、

支給前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序となるものであること。

(3) 未支給の補償給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は全員のためその金額についてしたものとみなされ、その一人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされるので、未支給の補償給付の請求があり、当該請求者より先順位となる者がいないときは、当該請求者に全額支給して差し支えないものであること。

(4) 未支給の補償給付の支給の対象となる補償給付は、支給前死亡者が死亡しなかつたとすれば、支給を受けることができたものでなければならぬから、障害補償費等の請求を行わないで死亡したときは、未支給の補償給付の問題は生じないものであること。

(5) 支給前死亡者が補償給付の支給を請求する場合に提出すべきであつた書類その他の資料で提出していなかつたものがあるときは、支給決定を行うことができないので、未支給の補償給付の請求にあわせてこれを提出させ（規則第十三条第二項第五号）、処分を行うかどうかの決定を経た後に未支給の補償給付の支給について処分を行うこととされたいこと。

3 補償給付の免責等

(1) 法第十三条第一項の規定により都道府県知事等がその補償給付を支給する義務を免れるのは、裁判による損害賠償に限らず、協定等により損害の填補がなされたとみなされる場合を含む。公害健康被害補償法等の施行について

むものであり、裁判、協定等における給付等の名目、損害の填補をした主体のいかんを問わないものであること。

(2) 補償給付を受け、又は受けようとする者が同一の事由についての損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害が填補された場合は、都道府県知事等によるその受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を届け出なければならぬものとされているので（規則第十四条）、この届出とあわせて裁判資料、協定書等によりその損害の填補の実態を正確に把握されたいこと。

(3) 本制度が法第十三条第一項の規定により補償給付を支給する義務を免れた場合において、その損害の填補をした者がばい煙発生施設等設置者である場合には、その請求に基づき、公害健康被害補償協会が本制度で免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額又は納付した汚染負荷量賦課金から徴収事務費等に充てられる額を控除した額のいずれか低い額全部又は一部を、損害の填補をしたばい煙発生施設等設置者に支払ふこととして、その支給する義務を免れた補償給付の額及び内容について同協会との間に充分な連絡を行うよう格段の配慮をされたいこと。

4 他制度との補償給付の調整

(1) 本制度の補償給付とともに健康保険等の規定により本制度の補償給付に相当する給付等を受けることができる者についての取扱い、本制度と健康保険等のどちらの給付が先になされるかにより法第十四条第一項によるか、同条第二項によるかが定

まることとなるので、本制度の補償給付を支給しようとするときは、健康保険等の規定により本制度の補償給付に相当する給付等を受けていたかどうかを確認した上で支給されたいこと。

(2) 補償給付を受け、又は受けようとする者は、健康保険法等の規定により、同一の事由についてその受け、又は受けようとする補償給付に相当する給付等が支給される場合にあっては、その法令の名称及び給付等の種類並びに既に支給を受けたものがあるときはその支給を受けた額を、届け出なければならないものであること（規則第十五条）。

第三 療養の給付及び療養費

1 療養の給付

(1) 療養の給付を受けようとする者は、その選定する公害医療機関に公害医療手帳を提示して、当該医療機関から受けるものであるが、旧法の認定患者であつて、法の被認定者となつた者については、法に基づき公害医療手帳が交付されるまでの間、旧法により交付された公害医療手帳をもつて療養の給付を受けることとなるので、この旨を被認定者及び地元医師会等の関係方面に十分周知させるよう配慮されたいこと。

(2) 被認定者は、公害医療手帳を提示すれば、認定を受けた都道府県知事等の統轄する都道府県又は市以外に所在する公害医療機関においても、療養の給付を受けることができるものであること。

(3) 公害医療機関とならない旨の届出は、届書により都道府県知事（法第四条第三項の政令で定める市にあつては当該市の長）に対して行うものであること。

(4) 公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県等が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託する（旧法の場合）ことはできないものであること。具体的には都道府県等に診療報酬審査委員会を設けて実施されたいこと。

なお支払は当月中に行うよう特段の配慮をされたいこと。

2 療養費

(1) 療養費は、次の場合に支給するものであること。

ア 災害等により公害医療機関において療養の給付を行うことができなかったり、急な発作等により公害医療機関以外の病院等で療養を受けざるを得なくなつたとき等、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被認定者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるとき。

イ 旅行中急な発作が起きたが公害医療手帳を所持していなかつたとき等、被認定者が公害医療手帳を提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、公害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき。

(2) 認定の申請中に指定疾病について受けた診療、薬剤の支給又は手当については、認定の行われた後請求に基づき療養費を支給することとなるものであること。

(3) 療養費の額は、療養の給付における公害医療機関の診療報酬の額の算定方法の例により算定する（ただし、現に要した費用の額を超えることができない）ものであること。

(4) 療養費の請求に係る療養に要した費用の額等の証明は、診療報酬請求明細書の写し等により確認できるときは、これによることとして負担の軽減を図るよう配慮されたいこと。

(5) 療養費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができないものであるから、療養費の支給の対象となる診療、薬剤の支給又は手当を受けてから二年を経過することのないよう周知させるよう配慮されたいこと。

第四 障害補償費

1 支給の対象

(1) 障害補償費は、被認定者（一五歳に達しない者を除く）の指定疾病による障害の程度が令第十条の表の各級に掲げる程度以上である者に支給するものであること。

(2) 年度の途中で一五歳に達した者については、一五歳に達した日から障害補償費を請求することができることとなるので、当該一五歳に達した日の属する月において請求があつた場合には

公害健康被害補償法等の施行について

は、その翌月分から障害補償費の支給が行われるものであること。

2 障害補償費の支給の請求

(1) 障害補償費の支給を請求しようとする者は、所要の事項を記載した請求書を都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第十九条）。

(2) 認定の申請中であつても、障害補償費の支給を請求することができるが、この場合は(1)とは別に定める所要の事項を記載した請求書を、認定の申請をした都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第二十条）。

3 障害等級

(1) 障害補償費は、指定疾病による障害の程度に応じて支給されるものであるが、その障害の程度は、令第十条に定めるところにより四級に分けることとされており、認定審査会の意見をきいてその該当する等級を決定するものであること。

(2) 令第十条に定める障害等級中環境庁長官の定める基準は、昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十七号で定めたとことによるものであること。

4 障害補償標準給付基礎月額

(1) 障害補償標準給付基礎月額は、昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十五号で定めるところであるが、具体的には被認定者の性別、年齢階層別及び障害等級に応じ次の表〔略〕に掲げる額となるものであること。

- (2) 昭和四十九年度に支給する障害補償費に係る年齢階層は、九月一日におけるその者の年齢をもつてあてはめるものであること。

ただし、年度途中で一五歳に達したことにより障害補償費の支給を請求する者にあつては、同告示中一八歳未満の者の該当する年齢階層の欄に定める額が、その者の標準給付基礎月額となるものであること。

5 併給の調整

- (1) 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償費を受けることができる一の被認定者に対しては、それ以上の障害補償費を支給することは差し支えないものであるが、当該二以上の障害補償費の額を合算した額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額（又は二以上の指定疾病につき特級に該当する障害の程度にあるときは、障害補償標準給付基礎月額と介護加算額とを合算した額とする。）において同じを超えるときは、その超える部分に相当する額の障害補償費は支給しないものであること。

(2) (1)において併給の調整が行われる場合にあっては、一の障害補償費についてはその全額を支給し、その額が当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額に達しないときは、これに達するまでの他の指定疾病についての障害補償費を支給するものであること。

この場合、いずれの障害補償費について全額を支給するかについては、被認定者の選択によるものとし、三以上の障害補償費を受けることができる場合は、順次被認定者の選択する障害

補償費を当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額に達するまで支給するものであること。

- (3) (1)、(2)により併給の調整が行われることから①障害補償費の支給を請求しようとする者で他の指定疾病に係る障害補償費を受け、又は受けようとする者にあつては、請求書にその旨及び当該他の指定疾病の名称並びにその選択する障害補償費を記載させることとしており、②一方、一の指定疾病に係る障害補償費の支給を受けることができる者が他の指定疾病に係る障害補償費の支給を受けることとなつたときは、当該一の指定疾病に係る障害補償費の支給を行う都道府県知事等にその旨を届け出なければならぬこととしており、請求書にその旨の記載があるとき、又は届出を受けたときは、都道府県知事等は、他の指定疾病についての障害補償費の支給に係る都道府県知事等と十分連絡を行うよう配慮されたいこと。

6 障害補償費の額の改定等

(1) 診査

ア 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症にあつては一年ごとに、水俣病、イタイイタイ病及び慢性砒素中毒症にあつては三年ごとに診査を受けなければならないものであり、都道府県知事等は、日時、検査機関等の診査を行う方法を知したりえでこれを行うこととされたいこと。

この場合、日時、検査機関等の診査を行う方法については、地元医師会と十分な相談のうえ、被認定者の便宜を十分

に配慮されたいこと。

イ 診査は、最初の診査については障害補償費の支給を始めた月の初日から起算して慢性気管支炎等にあつては一年以内、水俣病等にあつては三年以内、その他の診査にあつてはその前の診査を行うべきであつた期限の満了する日の翌日から起算してそれぞれ一年以内又は三年以内に行うよう取り扱われないこと。

ウ ア、イに述べる定期的な診査のほか、都道府県知事等は、障害補償費の支給に關し特に必要があるときは、障害補償費の支給を受けている者に対し診査を受けるべき旨を命ずることができるものであること。

エ 診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、認定審査会の意見を聞いて、新たな障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、又は新たな障害の程度が、障害補償費を支給すべき障害の程度に該当しないときは、その支給を打ち切るものであること。

(2) 障害補償費の額の改定請求

ア 障害補償費の支給を受けている者は、障害の程度が増進したことを理由として、その額の改定を請求することができることとされており、この請求は所要の事項を記載した請求書をもつてしなければならないものであること（規則第二十二條）。

イ 改定請求があつたときは、都道府県知事等は診査をしなければならぬこととされており、その結果により前記(1)エと公害健康被害補償法等の施行について

同様に改正を行うこととなるものであること。

(3) その他の留意事項

ア 障害補償標準給付基礎月額は、毎年度環境庁長官が告示で定めることとされており、これに変更があつた場合は、障害補償費の額を改定するものであること。

イ 障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものであり、また、その支給を打ち切つたときは、その支給を打ち切る旨の処分があつた日の属する月の翌月から支給を行わないこととなるものであること。

ウ 障害補償費の支給を受けている者が、都道府県知事等が定期的にを行う診査又は特に必要があると認めて命じた診査を正当な理由がなく、受けなかつたときは、診査を受けるまでの間その支給を一時差し止めることができるものであること。なお、この一時差し止めの制度は慎重に運用するよう特段の配慮をすること。

第五 遺族補償費

1 支給の対象

(1) 遺族補償費は、被認定者又は認定死亡者が指定疾病に起因して死亡したものであるときに、死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族の請求に基づき、認定審査会の意見をきいて支給されるものであること。

(2) 認定を受けた者が死亡した場合に限らず、法第五条の決定に係る死亡者又は法第六条の認定に係る死亡者であつても、指定疾病に起因して死亡したときは、遺族補償費の支給の対象とな

るものであること。

(3) 「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかどうかは、次の点に留意して、認定審査会の意見をきいたうえで決定するものであること。

ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病が直接の原因となつて死亡した場合、いわば、相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与しているとの医学的常識をもつて認められる場合を含むものであること。

イ したがつて指定疾病により続発症をおこし、これにより死亡した場合や既に他の疾病と指定疾病が同時に悪化したため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したものとなるものであること。

ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因して死亡したと認め得る場合が前記ア、イのほかにあるかどうかについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいが、このような場合には、事前に環境庁に相談されたいこと。

2 支給期間

遺族補償費の支給は、一〇年間を限度として行うものであり、この期限は、当該死亡者に係る遺族補償費の支給を始めた月の初日から起算するものであること。

3 遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位

(1) 遺族補償費を受けることができる遺族は次の①～⑥に掲げる者で被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたもの（死亡の当時その者によつて生計を維持し

ていたものがないときは、認定の申請の当時その者によつて生計を維持していたもの）で、その順位は①～⑥の順序であること。

① 六〇歳以上の夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

② 一八歳未満又は六〇歳以上の子

③ 六〇歳以上の父母

④ 一八歳未満又は六〇歳以上の孫

⑤ 六〇歳以上の祖父母

⑥ 一八歳未満又は六〇歳以上の兄弟姉妹

(2) ①の身分関係は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時の身分関係であること。

(3) 被認定者又は認定死亡者によつて生計を維持していたかどうかについては、死亡者の経済的役割等からみてこれに該当するかどうか個々の事例について慎重に判断されたいこと。

(4) 遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時①の範囲及び順位に従つて決定するものであり、⑤の場合を除き、後順位者からの請求についても同様であること。

(5) 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、将来に向つてその子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなされるので、その子については、生計を維持していたことの確認は

要しないものであること。また、その子の出生により遺族の順位等に変更が生じるが、これは将来に向かつて効果を生じるだけであるので、既に支給した遺族補償費を返還させる等の問題はおこらないものであること。

なお、胎児であつた子が出生し、遺族補償費の請求があつた場合に、他の子が遺族補償費を受けていたときは、遺族補償費の額の改定をすることとなり、後順位者が遺族補償費を受けていたときは、その請求のあつた日の属する月の翌月から遺族補償費はその子に支給することとなるものであること。

4 遺族補償費の支給の請求

(1) 遺族補償費の支給を請求しようとする者は、所要の事項を記載した請求書を、都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第二十三条）。

(2) 認定の申請中に死亡した者について法第五条の決定の申請をしたとき、又は認定の申請をしていないで死亡した者について法第六条の認定の申請をしたときも、その決定又は認定を受ける前に遺族補償費の支給を請求することができるが、この場合は①とは別に定める所要の事項を記載した請求書を、決定又は認定の申請をした都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第二十四条）。

(3) 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合において、その子が遺族補償費を請求しようとするときも、前記①、②によるものとなるが、胎児であつた子以外の遺族が既に遺族補償費の支給の決定を受けていた場合は、その子の請求は、これとは別に定める所要の事項を記載した請

公害健康被害補償法等の施行について

5 遺族補償費の額

(1) 遺族補償費の額は、死亡した被認定者又は認定死亡者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に相当する額であり、遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が一人であるときはその者にその全額を、二人以上であるときはその人数で除して得た額を各人に支給するものであること。この場合、遺族補償費の支給を請求しない者があるときは、その者は遺族補償費を受けることができる同順位の遺族とはならないので、その者を除いた同順位の遺族の数で除して得た額となるものであること。

(2) 遺族補償標準給付基礎月額は、昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十六号で定めるところであり、死亡した被認定者又は認定死亡者の性別及び年齢階層別に定める次の表（略）に掲げる額となるものであること。

請求を、都道府県知事等に提出することによつて行わなければならないものであること（規則第二十五条）。

(4) 規則第二十三条第二項第一号、第二十四条第二項第一号に掲げる書類は、死亡診断書、死体検案書、検視調査その他の指定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類であること。

(5) 規則第二十三条第二項第四号、第二十四条第二項第四号に掲げる書類は、住民票の写し及び所得税源泉徴収証明書等の収入の状況を示す書類等その者によつて生計を維持していたことを証明することができる書類であること。

(6) 遺族補償費の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時から二年を経過したときは、することができないものであること。

遺族補償費の額

(1) 遺族補償費の額は、死亡した被認定者又は認定死亡者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に相当する額であり、遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が一人であるときはその者にその全額を、二人以上であるときはその人数で除して得た額を各人に支給するものであること。この場合、遺族補償費の支給を請求しない者があるときは、その者は遺族補償費を受けることができる同順位の遺族とはならないので、その者を除いた同順位の遺族の数で除して得た額となるものであること。

(2) 遺族補償標準給付基礎月額は、昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十六号で定めるところであり、死亡した被認定者又は認定死亡者の性別及び年齢階層別に定める次の表（略）に掲げる額となるものであること。

(3) 遺族補償費の額は、遺族補償費を受ける同順位の遺族の額に増減を生じたとき及び遺族補償標準給付基礎月額に変更を生じたときは、改定されるものであること。

(4) 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、遺族補償費の支給を請求した場合において、既に他の子が遺族補償費の支給の決定を受けていたときは、胎児であつた子の請求の日の属する月の翌月から遺族補償費を受けることができる遺族の数が増加することとなるので、前記(1)に従つて各人に支給する額を改定するものであること。

なお、遺族補償費の支給を請求していない同順位の遺族が、その支給を請求したときも、同様の扱いとなるものであることと。

(5) 遺族補償費を受けることができる者が、その支給がされないこととなつた場合においては、遺族補償費を受けることができる遺族の数が減少するため、前記(1)に従つて各人に支給する額を改定するものであること。

6 その他の留意事項

(1) 遺族補償費を受けることができる者が法第三十三条の各号の一に該当するに至つたときは、遺族補償費は支給されなくなるため、これに該当するに至つたときは、被認定者又は戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その旨を都道府県知事等に届け出なければならないものであること。

(2) 遺族補償費を受けることができる先順位の遺族がその請求を

しないで死亡した場合には、次順位者が遺族補償費を請求することができるものであり、この場合の請求の手続は、前記4(1)、(2)によるものであること。

(3) 遺族補償費を受けることができる遺族が遺族補償費が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、後順位者は、遺族補償費の支給を請求することができるが、この場合、後順位者は、所要の事項を記載した請求書を都道府県知事等に提出しなければならないものであること(規則第二十七条)。

この場合において、後順位者に支給する遺族補償費は、遺族補償費が支給されないこととなつた先順位の遺族についての支給の限度であつた期間の満了するまでの間に限り、支給されるものであること。また、この場合の請求は、先順位者が遺族補償費が支給されないこととなつた時から二年を経過したときは、することができないものであること。

(4) 二以上の指定疾病に起因して死亡した場合には、一の指定疾病に係る認定を行つた一の都道府県知事等に対してのみ遺族補償費の支給を請求することができるものであるが、その費用の支弁は、その死亡に起因したとみられる二以上の指定疾病につき認定を行つた都道府県知事等の統轄する都道府県又は政令市が等分に支弁することとなるものであること。

このため、二以上の指定疾病に起因した者に係る遺族補償費の支給の請求書には、この旨を記載しなければならないことと

第六

1 遺族補償一時金(全額)

されており、その請求を受けた都道府県知事等は、その請求書の記載に基づき、他の指定疾病にも起因して死亡したと認められるときは、他の指定疾病について認定をした都道府県知事等にその旨を連絡すること。

遺族補償一時金

1 遺族補償一時金(全額)

(1) 支給の対象

法第三十五条第一項の遺族補償一時金(全額)は、被認定者又は認定死亡者が指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡の時に遺族補償費を受けることができる遺族がないときに支給されるものであるから、その支給の対象については、前記第五の1(支給の対象)と同様の取扱いとなるものであること。

(2) 遺族補償一時金を受けることができる者の範囲及び順位

ア 遺族補償一時金を受けることができる者は、次の①～⑭に掲げる者で、その順位は①～⑭の順序であること。

- ① 配偶者
- ② 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子
- ③ 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた父母
- ④ 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた孫

公害健康被害補償法等の施行について

- ⑤ 被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた祖父
- ⑥ 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた子
- ⑦ 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた父母
- ⑧ 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた孫
- ⑨ 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた祖父
- ⑩ ②、⑥に該当しない子
- ⑪ ③、⑦に該当しない父母
- ⑫ ④、⑧に該当しない孫
- ⑬ ⑤、⑨に該当しない祖父
- ⑭ 兄弟姉妹

イ 遺族補償一時金(全額)を受けることができる遺族の範囲及び順位は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時の身分関係等により決定するものであること。

(3) 遺族補償一時金(全額)の支給の請求

ア 遺族補償一時金(全額)の支給の請求についても、所要の事項を記載した請求書を、都道府県知事等に提出しなければならないものであり(規則第二十八条)、認定の申請中に死亡した者について法第五条の決定の申請をしたとき又は認定

の申請をしないで死亡した者について法第六条の認定の申請をしたときも、その決定又は認定を受ける前に遺族補償一時金（全額）の支給を請求することができるが、この場合(1)とは別に定める所要の事項を記載した請求書を、決定又は認定の申請をした都道府県知事等に提出しなければならないものであること。（規則第二十九条）

イ 遺族補償一時金（全額）の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者の死亡の時から二年を経過したときは、することができないものであること。

(4) 遺族補償一時金（全額）の額

遺族補償一時金（全額）の額は、死亡した被認定者又は認定死亡者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に三六を乗じて得た額であり、遺族補償一時金（全額）を受けることができる同順位の方が一人であるときは、その者にその全額が、二人以上であるときは、その人数で除して得た額が各人に支給されるものであること。

(5) その他の留意事項

二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償一時金（全額）の支給についての取扱いは、第五の6(4)と同様の取扱いとなるものであること。

2 遺族補償一時金（差額）

(1) 支給の対象

法第三十五条第三項の遺族補償一時金（差額）は、遺族補償

費を受けていた者がその支給がされないこととなつた場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者又は認定死亡者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額が、その死亡した者の死亡の時に該当していた遺族補償標準給付基礎月額に三六を乗じて得た額に満たないときに、支給されるものであること。

(2) 遺族補償一時金（差額）を受けることができる者の範囲及び順位

ア 遺族補償一時金（差額）を受けることができる者の範囲及び順位は、1(2)と同様となるものであること。

イ 遺族補償費を受けることができた者が、前記アの範囲及び順位により遺族補償一時金（差額）を受けることができる者となることであるが、この場合も、その者に遺族補償一時金（差額）が支給されるものであること。

(3) 遺族補償一時金（差額）の請求

ア 遺族補償一時金（差額）の支給を請求しようとする者は、所要の事項を記載した請求書を、都道府県知事等に提出しなければならぬものであること（規則第三十条）。

イ 遺族補償一時金（差額）の支給の請求は、遺族補償費を受けることができた者が、その支給がされないこととなつた時から二年を経過したときは、することができないものであること。

(4) 遺族補償一時金（差額）の額

遺族補償一時金（差額）の額は、死亡した被認定者又は認定死亡者の死亡の時に該当していた遺族補償標準給付基礎月額に三六を乗じて得た額から当該死亡した被認定者又は認定死亡者について既に支給した遺族補償費の合計額を控除した額となるものであり、遺族補償一時金（差額）を受けることができる同順位の方が一人であるときはその者にその全額が、二人以上であるときはその人数で除して得た額が各人に支給されるものであること。

(5) その他の留意事項

二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償一時金（差額）の支給についての取扱いは、第五の6(4)と同様の取扱いとなるものであること。

第七 児童補償手当

1 支給の対象

(1) 児童補償手当は、一五歳に達しない被認定者の指定疾病による障害の程度が令第二十條の表の各級に掲げる程度以上である場合に、その障害の程度に応じて、被認定者を養育している者に対して、その請求に基づいて支給されるものであること。

(2) 児童補償手当の支給を受ける者は被認定者である児童を養育している者であるが、養育者であるか否かについては、被認定者である児童と同居しているか否か、監護しているか否か、生計を維持しているか否か等を考慮して、社会通念上被認定者を養育していると認めることができ、その者に支給することが被

公害健康被害補償法等の施行について

認定者である児童の保護という目的に適合すると考えられる者であることが必要であること。

(3) 児童補償手当は、一五歳に達しない被認定者について支給するものであることから、被認定者が一五歳に達したときは、その支給を打ち切ることとなるが（一五歳に達した日の属する月までの児童補償手当で打ち切る）、被認定者の障害の程度が軽快していないときは、障害補償費を請求する途があることを周知させるよう配慮されたいこと。

2 児童補償手当の支給の請求

(1) 児童補償手当の支給の請求は、所要の事項を記載した請求書を都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第三十一条）。

(2) 認定の申請中である者についても、その者を養育する者は児童補償手当の支給を請求することができるが、この場合は(1)とは別に定める所要の事項を記載した請求書を、都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第三十二条）。

3 障害等級

(1) 児童補償手当は、被認定者である児童の指定疾病による障害の程度に応じて支給されるものであるが、その障害の程度は、令第二十條に定めるところにより、四級に分けることとしており、認定審査会の意見をきいてその該当する等級を決定するものであること。

(2) 令第二十條に定める障害等級中環境庁長官の定める基準は、

昭和四十九年八月三十一日環境庁告示第四十七号で定めたとこ
ろによるものであること。

4 児童補償手当の額

児童補償手当の額は、被認定者が特級又は一級に該当する程度
の障害の場合にあつては月額二万円、二級に該当する程度の障害
の場合にあつては月額一万円、三級に該当する程度の障害の場合
にあつては月額六〇〇〇円としており、特級に該当する者には介
護加算額（一万八〇〇〇円）が加算されるものであること。

5 併給の調整

(1) 被認定者である児童について、二以上の指定疾病に係る二以
上の児童補償手当を受けることができる者についての取扱いに
ついては、障害補償費の併給の調整（第四の五）と同様の取扱
いとなるものであること。

(2) 被認定者である児童を二人以上養育している者が、それぞ
れの被認定者について児童補償手当を受けることができる場合は
それぞれ児童補償手当は併給され、調整の問題は生じないも
のであること。

6 児童補償手当の額の改定等

(1) 児童補償手当の支給に係る被認定者である児童についての診
査の取扱いは、障害補償費を受けることができる者に対する診
査（第四の六(1)）と同様の取扱いとなるものであること。

(2) 児童補償手当を受けている者が、その支給に係る被認定者で
ある児童の障害の程度が増進したことを理由としてする児童補

償手当の額の改定の請求の取扱いは、障害補償費の額の改定の
請求（第四の六(2)）と同様の取扱いとなるものであること。

(3) 児童補償手当の額が改定されたときは、改定後の額による児
童補償手当の支給は、改定された日の属する月の翌月から始め
るものであり、また、その支給を打ち切つたときは、その支給
を打ち切る旨の処分があつた日の属する月の翌月からはその支
給を行わないこととなるものであること。

(4) 被認定者である児童が、都道府県知事等が行う定期的診査又
は特に必要があると認めて命じた診査を正当な理由がなく、受
けなかつたときは、診査を受けるまでの間その支給を一時差し
止めることができるものであること。なお、この一時差止めの
制度は慎重に運用するよう特設の配慮をすること。

第八

療養手当

1 支給の対象

療養手当は、法第十九条第一項各号に掲げる療養を受けている
被認定者に対し、その請求に基づき、療養を受けた日数により区
分される病状の程度に応じて支給されるものであるが、療養を受
けた日数は、次の点に留意して算定されるべきものであること。

(1) 月を単位として算定すること。
(2) 法第十九条第一項第一号から第三号までの療養（入院外）を
要した日数と同項第四号の療養（入院）を要した日数に区分し
て算定すること。
(3) 入院外の療養については、同一日に行つた療養は、その種類

及び回数にかかわらず一日として算定すること。

(4) 薬剤の支給については、実際に医療機関において調剤行為が
行われた日数により算定することとし、投薬日数によるもの
ではないこと。

(5) 在宅治療（往診等）の日数も、入院外の療養の日数として算
定すること。

(6) 入院にあつては、入院日数を算定すること。

2 療養手当の支給の請求

(1) 療養手当の支給を請求しようとする者は、月毎に所要の事項
を記載した請求書を都道府県知事等に提出しなければならない
ものであること（規則第三十五条）。

(2) 規則第三十五条の規定により添付しなければならない法第十
九条第一項第一号から第三号までの療養を受けることを要した
日数及び同項第四号の療養を受けることを要した日数を証明す
ることができる書類は、医療機関等の証明書によられたいが、
医療機関からの請求明細書によつて、これが確認できるとき
は、証明書の添付を省略することができること。

(3) 療養手当の支給の請求は、その請求に係る療養を受けた月の
翌月から行うものであり、その請求をすることができる時から
二年を経過したときは、することができないものであること。

第九 葬祭料

1 支給の対象

(1) 葬祭料は、被認定者又は認定死亡者が指定疾病に起因して死
公害健康被害補償法等の施行について

亡したものであるときに、死亡した被認定者又は認定死亡者
について葬祭を行う者に、その請求に基づき、支給するものであ
ること。

(2) 葬祭料の支給の対象については第五の(1)、(3)と同様の取扱
となるものであること。

(3) 葬祭料を行う者は現実には葬祭を行い、又は葬祭を行おうとす
る者であり、二以上の形式により葬祭が行われるときは、社会通
念上通常葬祭を行うと認められる者に支給されるものであるこ
と。

2 葬祭料の支給の請求

(1) 葬祭料の支給を請求しようとする者は、所要の事項を記載し
た請求書を、都道府県知事等に提出しなければならないもので
あること（規則第三十六条）。

(2) 認定の申請中に死亡した者について法第五条の決定の申請が
あつたとき、又は認定の申請をしないで死亡した者について法
第六条の認定の申請があつたときも、その決定又は認定を受け
る前に葬祭料を請求することができるが、この場合は(1)とは別
に定める所要の事項を記載した請求書を、決定又は認定の申請
をした都道府県知事等に提出しなければならないものであるこ
と（規則第三十七条）。

(3) 規則第三十六条第二項第二号又は規則第三十七条第二項第二
号に掲げる葬祭を行う者であることを明らかにすることができ
る書類は、埋葬許可証等の葬祭を行つたか、又は行うことを明

- 3 その他の留意事項

- (1) 二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る葬祭料の取扱いは、第五の6(4)と同様の取扱いとなるものであること。
- (2) 葬祭料の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時から二年を経過したときは、することができないものであること。

第一〇 その他

1 受給権の保護等

補償給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないこととされているとともに租税、その他の公課は、補償給付として支給を受けた金品を標準として、課することができないものとされていること。

2 療養に関する指示等

- (1) 被認定者又は被認定者である児童を養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事等は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができるものであること。

- (2) 療養に関する指示は、被認定者に対して適正な療養を行い、健康の回復にみちびくためのものであるから、被認定者又は被認定者である児童を養育している者がこの指示に従わないときは、療養の効果を減殺させ、被認定者の健康の回復という究極の目的をそこなうものであるばかりでなく、本制度が民事責任

をふまえた損害を填補する制度であるという見地からも、本制度の適正な運営を図るため、療養に関する指示に従わなかつたときは、補償給付の全部又は一部を支給しないことができることとしたものであること。なお、この運用は、公害による健康被害者保護の本旨にもとることのないよう特に慎重を期すること。

- (3) 主治医が被認定者の治療と管理を適切に行い得るようすることが何よりも重要なものであり、その実現に最大限の努力を払うべきものであることから、被認定者が主治医等の療養に関する指示に従うよう指導するとともに、主治医等と被認定者との間に医学的管理体制ができるよう十分な配慮を行うよう取りはからわれないこと。

3 補償給付についての他原因の参酌

- (1) 都道府県知事等は、補償給付の額を決定し、又は改訂するに際して、指定疾病による障害が発生したこと等について他に原因があると認められるときは、認定審査会の意見をきき、その他原因を参酌して障害補償額の額を定めることができるものであること。

- (2) 他原因の参酌は、実務上きわめてむづかしいものであると考えられるので、具体的事例について慎重に医学的条件を検討のうえ、公害による健康被害者保護の本旨にもとることのないような公正な取扱いとなるよう十分配慮されたいこと。なお、このような場合には、事前に環境庁に連絡されたいこと。

4 処分通知

- (1) 都道府県知事等は、認定又は補償給付の支給に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者、請求者又は補償給付の支給を受けることができる者若しくは補償給付の支給を受けることができる者であつたものに通知しなければならないものであること（規則第三十八条）。

- (2) 都道府県知事等は、認定又は補償給付の支給に関する処分を行ったときは、その相手方に対する通知にあわせて、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十七条第一項の規定により、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六〇日以内に当該処分を行った都道府県知事等に異議申立てをすることができ旨の指示を行わなければならないものであること。

5 氏名等の変更の届出

- (1) 被認定者及び補償給付を受けることができる者は、氏名又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を記載した届書を、都道府県知事等に提出しなければならないものであること（規則第三十九条）。

6

- (2) この場合において、届書には、公害医療手帳を添えなければならないものとされており、都道府県知事等は、その公害医療手帳に所要の訂正を行わなければならないものであること。

派付書類の省略等

- (1) 本制度の認定の申請及び補償給付の支給の請求に際しては、公害健康被害補償法等の施行について

各種の派付書類を必要とするが、申請者等の負担の軽減を図るため、同時に二以上の申請書、請求書又は届書を提出する場合において、一の申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類により、他の申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の申請書、請求書又は届書の余白にその旨を記載して、当該書類は当然に省略することができるものであること。

また、同一世帯に属する二人以上の者が同時に申請書、請求書又は届書を提出する場合においても、同様の取扱いとなるものであること。

- (2) 前記(1)に該当しない場合であつても、都道府県知事等において台帳と照合することにより、あるいは公簿等により申請者等において証明すべき事項を確認することができる場合があることにかんがみ、都道府県知事等が特に必要がないと認めるときは、請求書等に添えなければならない書類を省略させることができることとされているので、申請者の負担の軽減という見地から十分配慮されたいこと。